審査請求を成功させよう
2013年10月　3日　08号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ファックス　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

審査請求は１３７３件に（９月末時点）

９月20日の第二次提出以降も追加の提出があり、９月末時点では１３７３件となっています。

肘井博行共同代表のコメント

不服申し立ての数は約１４００件に及ぼうとしています。声をあげられずにいる人達が、この数倍もいると思われます。行政はこの数字の意味するものを真摯に受け止めるべきです。

２０日、旭川市役所に提出をする旭川「守る会」と旭川・上川社保協の代表

木下武徳共同代表のコメント

北海道分だけで、１３００人を超える生活保護を利用する方が、生活保護の審査請求を一斉にするこの運動は、北海道の社会保障運動のなかでも、歴史に残る非常に大きな運動になってきています。

これまで一部のマスコミの偏った報道や心の貧しい人々のバッシングにあって、憲法25条に基づく生存権を守るためにつくられた生活保護も、国民の権利として利用するということがためらわれるような状況に追い込まれてきていました。しかし、そのような中で、生存権を国民の権利として実現しようとする人が道内で１３００人以上も出たことに審査請求された方の勇気を称えたいと思います。

生活保護基準の改悪に対する今回の審査請求の運動は、①生活保護基準の切り下げを回復させるだけが目的ではなく、②生存権である健康で文化的な最低限度の生活とは何か、どのくらいの水準なのかをしっかり議論し、改善していくこと、③生活保護基準の改定には、電卓の数字合わせではなく、きちんとした根拠・データをもって改定する必要性を訴えていくことも重要な課題になっています。同時に、この勢いで、今般の社会保障の抑制、改悪に立ち向かっていく力になることを期待しています。登るべき山はかなり大きいですが、まずは、この審査請求を頑張って一歩づつ取り組んでいきましょう！

口頭意見陳述の日程が決まりました

◎１０月１８日（金）
　１３時３０分～１６時３０分

◎北海道第二水産ビル・４階 4F 会議室
（札幌市中央区北３条西７丁目）

※ 参加するには、事前の登録が必要です。
別紙用紙に記入し、ファックスでお送り下さい。
（０１１－７３６－１６８８）